

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	教育・保育の実施等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

刈谷市は、教育・保育の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

刈谷市長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	教育・保育の実施等に関する事務
②事務の概要	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育の実施、保育料の決定、徴収、収納管理、子育てのための施設等利用給付に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)教育・保育の申込・実施に関する事務 (2)保育料の算定に関する事務 (3)保育料の収納・滞納管理に関する事務 (4)子育てのための施設等利用給付に関する事務
③システムの名称	1 子ども・子育て支援システム 2 番号連携システム 3 中間サーバー 4 マイナポータルぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能) 5 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1 宛名情報ファイル 2 子ども・子育て情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表9及び127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17及び155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	次世代育成部 子ども課
②所属長の役職名	子ども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所次世代育成部子ども課 電話 0566-62-1014
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所次世代育成部子ども課 電話 0566-62-1014

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1,000人以上1万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 500人以上2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 発生あり2) 発生なし
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

<p>[基礎項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>	<p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 基礎項目評価書2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
--	--

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている]
＜選択肢＞
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I－1－③ システムの名称	1 子ども・子育て支援システム	1 保育システム	事前	
平成29年4月1日	I－5－② 所属長	子ども課長 斎藤公人	子ども課長 竹谷憲人	事後	
平成31年4月10日	I－3 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項並びに別表第1の8及び94の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項並びに別表第1の8及び94の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条及び第68条	事後	
平成31年4月10日	I－5－② 所属長の役職名	子ども課長 竹谷憲人	子ども課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年4月10日	IV リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和2年4月8日	I－1－② 事務の概要	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育の実施、保育料の決定、徴収、収納管理に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)教育・保育の申込・実施に関する事務 (2)保育料の算定に関する事務 (3)保育料の収納・滞納管理に関する事務	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育の実施、保育料の決定、徴収、収納管理、子育てのための施設等利用給付に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)教育・保育の申込・実施に関する事務 (2)保育料の算定に関する事務 (3)保育料の収納・滞納管理に関する事務 (4)子育てのための施設等利用給付に関する事務	事後	
令和4年4月28日	I－4－②	1 番号法第19条第7号及び別表第2別表第2における情報照会の根拠 13、116の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠 第10条の3、59条の2	1 番号法第19条第8号及び別表第2別表第2における情報照会の根拠 13、116の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠 第10条の3、59条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月12日	I－1－③ システムの名称	1 保育システム 2 統合番号連携システム 3 中間サーバー	1 保育システム 2 統合番号連携システム 3 中間サーバー 4 マイナポータルぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能) 5 申請管理システム	事前	
令和6年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 保育システム 2 統合番号連携システム 3 中間サーバー 4 マイナポータルぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能) 5 申請管理システム	1 保育システム 2 番号連携システム 3 中間サーバー 4 マイナポータルぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能) 5 申請管理システム	事前	
令和6年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項並びに別表第1の8及び9の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令 で定める事務を定める命令第8条及び第68条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表9及び127の項	事後	
令和6年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び別表第2別表第2における情報照会の根拠 13、116の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠 第10条の3、59条の2	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17及び155の項	事後	
令和6年12月9日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	0556-62-1014	0566-62-1014	事後	
令和6年12月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	0556-62-1014	0566-62-1014	事後	
令和6年12月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 保育システム 2 番号連携システム 3 中間サーバー 4 マイナポータルぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能) 5 申請管理システム	1 子ども・子育て支援システム 2 番号連携システム 3 中間サーバー 4 マイナポータルぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能) 5 申請管理システム	事後	
令和7年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表9及び127の項	番号法別表9及び127の項	事後	